

# 勝浦町立保育所民間移管基本方針

勝 浦 町

## 勝浦町立保育所民間移管基本方針

### ■保育を取り巻く社会的状況

少子高齢化、核家族化、夫婦共働き世帯の増加及び女性の社会進出等により、保育ニーズも多様化する中で、子育て支援の役割を担う保育所において、保育サービスの一層の充実が求められています。

一方、町は、厳しい財政状況の中で、より効率的かつ効果的な保育所運営が求められていることから、町立保育所において民間活力の活用を進める必要があります。また延長保育などの保育サービスのニーズも増えている中、限られた予算の中で、多様化するニーズにどう応えていくかが大きな課題であります。

このような予想される課題の中で、今後の保育所運営のあり方等を検討するため、平成19年7月に町長の諮問機関である勝浦町立保育所民営化検討委員会を設置し、以後6回委員会を開催していただき、平成19年12月3日に松村委員長から答申をいただきました。

今後、この答申を最大限尊重し、全町的な視野を持って、将来にわたり柔軟かつ効率的な保育所運営が可能となるよう勝浦町立保育所(以下「公立保育所」という。)の民間移管を進めることに関する基本的な考え方を示すものとして、ここに「基本方針」を定め推進していくこととします。

## ■具体的な取組要項

### 1. 目的

この基本方針は、町立保育所の民間移管にあたり、民間移管に対する町の方針を町民・社会福祉法人に示すことによって、保護者等の不安を解消すると共に、より良い受託法人の円滑な参入を図ることを目的とします。

### 2. 移管方法及び移管のための条件整備

#### (1) 移管方法

公立保育所を民営化する手法は、保育所の設置主体、運営主体ともに民間に移行する「民間移管」とします。

#### (2) 条件整備

- ①公立保育所の町有地については、有償貸付けを基本とします
- ②建物及び備品等については、無償譲渡を基本とします。

### 3. 民間移管移行時期

#### (1) 移行するまでの期間設定

民間移管に伴う保育環境の変化については、子どもへの影響を十分に配慮することが重要になります。また公立保育所の民間移管をめぐる行政手続の違法判決を真摯に受け止め、移管先法人の保育士等が当該保育所の保育士等と合同で保育に携わり、子どもが新しい保育士等に慣れ親むことができるよう丁寧な引継ぎを実地で行うなど、引継ぎ保育期間を最低1年間確保することを原則とします。

## (2) 実施時期

具体的には、平成19年度において、移管要項の作成、平成20年度において、移管先法人の選定手続き、移管協定の締結、町・法人・保護者の三者協議による保育内容の確定を行い、平成21年度は、引継ぎ保育期間とし、民間法人の保育士との合同保育を行い、平成22年度当初から完全移管とします。

## 4. 民間移管を行う保育所

勝浦町の居住地域は地形的に東西に長く、保護者による保育所の選択権は事実上無に等しいことや小学校校区と地域が密接に連携しており、特に小学校へ通学区域への配慮が必要であることから、生比奈保育所、横瀬保育所を民間移管することとしますが、次の点について配慮することとします。

- (1) 民間移管をするにあたっては、現在働いている保育士等の意向を尊重しつつ、適切な人材配置が必要であること。

## 5. 民間移管(移行)の手続

- (1) 保護者等への周知徹底を図ります。

基本方針の推進にあたっては、保育所の保護者及び関係者等と十分な協議を重ね、理解を得ながら推進します。

## (2) 移管先候補法人公募

移管先法人については、徳島県内の社会福祉法人から広く公募し、保護者や地域の意向を十分に踏まえた上で決定をします。

## (3) 事業者(社会福祉法人)の選定

事業者の選定にあたっては、現在の町立保育所の保育目標、勝浦町の福祉・保育の理念を十分理解したうえで、保育所の運営を行いうる能力をもった社会福祉法人であること、提供される保育サービスの内容が保護者・児童が満足できる受託法人を対象とします。

具体的には、移管先法人選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、移管要項を作成・提示し、企画提案方式により公募し、具体的な保育サービスの内容や安全対策等を総合的に評価し、選定委員会で選考します

